

沖縄県学校法人の助成に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県学校法人の助成に関する条例（昭和48年沖縄県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「ともに私立学校」の次に「（私立学校法（昭和24年法律第270号）第2条第3項に規定する私立学校をいう。以下同じ。）」を、「学校法人」の次に「（同法第3条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）」を加える。

附則第2項を次のように改める。

- 2 第1条、第2条及び第4条から第6条までの規定中学校法人には、当分の間、学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第6条の規定により私立の幼稚園を設置する者、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「認定こども園法一部改正法」という。）附則第3条第2項に規定するみなし幼保連携型認定こども園を設置する者（学校法人及び社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）を除く。）、認定こども園法一部改正法附則第4条第1項の規定により幼保連携型認定こども園を設置する者及び幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人を含むものとする。

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

平成26年12月12日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

私立学校振興助成法の一部が改正されたことを踏まえ、幼保連携型認定こども園を設

置する社会福祉法人等を助成の対象とする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。